

三朝町稅條例の一部を改正する條例を次の通り定める

昭和三十年六月二日提出

昭和三十年六月二日

三朝町長 坂田 雅
議決
三朝町議會議長 天野 廉

原案可決



三朝町税条例の一部を改正する条例

第八十二条第一号中「原動機自動車年額五〇〇円」を

「原動機自動車
総排気量が〇、〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇、六〇キロワット
以下のもの
年額 五〇〇円

「総排気量が〇、〇五リットルをこえ、〇、〇九リットルまでのもの又は
定格出力が〇、六〇キロワットをこえ、〇、八〇キロワットまでのもの
年額 八〇〇円

「総排気量が〇、〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇、八〇キロワ
ットをこえるもの
年額 一、〇〇〇円

に改める。

（国民健康保険税の納期前の納付）

第五十三条 国民健康保険税の納税者は徴税令書に記載された納付額のうち未納した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を合せて納付することが出来る

2、前項の規定によつて国民健康保険税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合は、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に納期前に係る月数（一月未満

の端数がある場合においては十四日以下は切捨て十五日以上は一月とする
を乗じて得た額の報償金を交付する
但し当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においてはこれを交付しな
い。
の一条を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行し自動車荷車税については昭和三十年慶分
から国民健康保険税の分については昭和二十九年慶分に遡及して適用する。